

## NPOふあるま・ねっと・みやぎ会則

### (名称および性格)

第1条 この会は、「NPOふあるま・ねっと・みやぎ」と称し、略称をPNMとする。

第2条 この会は、非営利活動組織であり、法人格を持たない任意団体とする。

### (設立目的及び事業)

第3条 この会は、特定非営利活動法人「ふあるま・ねっと・みやぎ」(2019.5.31 解散)の設立の精神を受け継ぎ、医薬品及び機能性が期待される食品(保健的食品と称する)の有効性と安全性に関する情報を収集し、信頼性の高い情報を提供することによりセルフメディケーションを支援する。また、地域と連携して心豊かな生活を送れるような情報や場を提供することを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業をおこなう。

- (1) セルフメディケーション支援のための出前講座・研修会等への講師派遣
- (2) 地域と連携した健康イベントや文化活動など
- (3) その他、この会の設立の目的に合致する活動

### (会員)

第5条 この会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員:この会の目的に賛同して入会し、会の運営に関わる個人とする。  
会費については別途役員会において定める。
- (2) 賛助会員:この会の事業を賛助するために入会する個人・団体などであって、  
賛助金の入金をもって入会とする。有効期限は3年とし、賛助金の入金ごとに会員更新とする。賛助金は1口500円(2口以上)とする。

2. 正会員は、文書による届けを会長に提出することをもって退会することができる。

### (役員および運営)

第6条 この会に次の役員を置く。任期は2年とし、再任は妨げない。

役員 6名以内

2. 役員の中から互選により、代表1名を選出する。また代表以外の役員は副代表となる。
3. この会に運営委員を置くことができる。
4. 会員への情報伝達、運営上の協議はメール等で適宜行う。

### (会議)

第7条 この会の会議は役員会および検討会とする。会議にはメール会議を含む。

### (事業年度)

第8条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (附則)

1. この会則は、2019年4月1日から施行する。
2. 第6条第1項および第2項に関わらず、この会の設立メンバーは設立時の役員となり、設立代表者が代表役員となる。事務所は代表宅とする。

(附則)

1.この会則の改正は、2023年10月31日から施行する。